

# 1月のごみ収集日について(お知らせ)

1月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

1月のごみ収集日予定表(日付は1月の収集日です)

地区名 ごみ区分	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	9日(金) 第2に変更	8日(木) 第2に変更	9日(金) 第2に変更	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	13日(火) に変更です	16日(金) 第3に変更	15日(木) 第3に変更	16日(金) 第3に変更	13日(火) に変更です	14日(水)
缶・プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	23日(金) 第4に変更	22日(木) 第4に変更	23日(金) 第4に変更	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	30日(金) 第5に変更	29日(木) 第5に変更	30日(金) 第5に変更	26日(月)	28日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	6・13・ 20・27	5・19・ 26	9・16・ 23・30	8・15・ 22・29	9・16・ 23・30	5・19・ 26	7・14・ 21・28
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	6・9 13・16 20・23 27・30	5・8・15・19・22・26・29		5・7・8・14 15・19・21・22 26・28・29		6・7・9 13・14・16 20・21・23 27・28・30	

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。  
ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください。  
びんは、色により3種類(透明、茶色、その他)に分けて、それぞれ資源の袋(赤)に入れ出してください。

### もやせるごみ、資源ごみ、もやせないごみの収集について

上記ごみ収集日程表のとおり、1月5日(月)から収集を行います。  
1月1日(祝)から1月4日(日)と、1月12日(成人の日)は、ごみの収集は行いませんので集積所に出さないでください。このため、大鷹沢・白川・小下倉・鷹巣地区の「びん類」は13日(火)に収集日を変更します。また、大鷹沢田中・福岡・小原・市街東北本線東側地区の紙類を除く資源ごみ、もやせないごみの収集は、1週ずつ繰り下がります。

### ごみ出し前にもう一度ご確認を!

集積所にごく一部ですが、分別などが不十分のため黄色いステッカーが貼られた袋が見受けられます。指定された袋に入れてあるか、種類の違うごみが混在していないか、ゴミ出し前にもう一度確認してみてください。資源ごみ(びん類)の場合、3種類に分別するところを、違う色のびんが混在しているために収集されない場合がよくあります。

また、草や木などを出す場合、そのまま出すのではなく、土などを取り除いて乾燥させ、燃えやすい状態を出していただくことを心がけてください。焼却場での燃焼コストを抑える効果があります。

そのほか、収集時の車両火災事故(昨年2回発生)を防止するために、スプレー缶などは必ずガス抜きをしてから出すようにしてください。

ごみ出し前のちょっとした確認で未収集をなくし、集積所周辺の美化にご協力をお願いします。

### ごみの分別・出し方ガイドブックの訂正について(お知らせ)

昨年5月に全戸配布しましたガイドブックの中で、資源ごみのびん類の色分けについて、無色透明びん(無色で透明、白色)と記載しておりますが、無色・透明びんが正しい記載となります(白色はその他のびんになります)。ただし、くもりガラスのような表面加工されたびんは、無色透明びんとしてお出してください。

平成16年度

## 市民税・県民税の申告相談

2月3日～3月15日

### 申告を必要とする方

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

〔該当者〕

- 商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方
- 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方
- 給与所得または公的年金等(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得以外の所得のあった方
- 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
- 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所または公的年金等支払者から、給与支払報告書、または公的年金等支払報告書が白石市に提出されていない方

収入のなかった方も、申告書の裏面に、収入のなかった事由を書いて提出してください。

税務署に所得税の確定申告書を提出される方や、給与支払報告書が白石市に提出されている方は申告の必要がありません。

### 申告に必要なもの

- 申告には次のものが必要です。
- 所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの(計算資料など)
- 配偶者・扶養親族などの収入額がわかるもの
- 医療費などの受領書
- 生命保険料・損害保険料などの控除証明書
- 印鑑

### 所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成15年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

源泉徴収票や予定納税で納め過ぎになっている方、給与所得などで雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ、納め過ぎになっている税金は還付されません。

税金の還付申告をする方は、1月5日以降であれば、税務署で申告を受け付けていますから、早めに申告をしてください。

なお、印鑑(預金通帳に使用のもの)と預金通帳(郵便貯金通帳も可)を持参のうえ申告してください。

## 市・県民税申告相談日程表(受付 9:00～11:00・13:00～15:30)

相談日	曜日	相談会場	自治会		相談日	曜日	相談会場	自治会	
			午前	午後				午前	午後
2月3日	火	小原公民館	上戸沢、下戸沢、冷清水	赤井畑、大熊、塩倉	2月25日	水	福岡公民館	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大綱
2月4日	水		東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元、明戸、小久保平	2月26日	木		沖	山根
2月5日	木	齋川公民館	齋川1区、2区、3区	齋川4-1区、4-2区	2月27日	金	白石市役所大会議室	八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子
2月6日	金		齋川5区、6区	齋川7-1区、7-2区、8区	3月1日	月		滝上、尾籠、岩ノ上	滝下
2月9日	月	大平公民館	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	3月2日	火	白石市役所大会議室	本町、中町、長町、亘理町	南町
2月10日	火		大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	3月3日	水		田町	短分町、新町、中益岡、東益岡
2月12日	木	大鷹沢公民館	大鷹沢1区、2区、田中	大鷹沢3区、4区、6区	3月4日	木	白石市役所大会議室	西益岡、寿町、清水小路	柳町
2月13日	金		大鷹沢5区、7区、8区	大鷹沢9区、10区、11区、12区	3月5日	金		本郷第一	旭町
2月16日	月	越河公民館	越河1区、2区	越河3区、4区	3月8日	月	白石市役所大会議室	本郷第三	本郷第三
2月17日	火		越河5区、6区	越河7区、8区	3月9日	火		本郷第二、本郷第四	郡山
2月18日	水	白川公民館	越河9区、10区	(保守点検のため受付できません)	3月10日	水	白石市役所大会議室	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉
2月19日	木		白川1区	白川2区、4区	3月11日	木		緑が丘	寿山
2月20日	金	深谷公民館	白川3区、5区	白川6区、7区	3月12日	金	白石市役所大会議室	上記日程で申告できなかった方	
2月23日	月		西区上、南区	酪農事業者(福岡全地区)	3月15日	月			
2月24日	火	西区下、東区	北区、三住						

3月12日・15日は大変込み合いますので、なるべく指定した日での申告にご協力ください。  
地区公民館での申告日(2月中)は、担当職員全員が会場に移動しますので、市役所での申告は受付できません。ご了承ください。

越河地区の最終日【2月18日(水)】の午後は、申告システムの保守点検のため申告は受付できません。ご了承ください。  
この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税および所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。市税の納付は口座振替が便利です。ご希望の方は申告会場に「預金通帳・印鑑・納税通知書」をご持参ください。